(ｲ)　一般土木工事で次の(a)から(d)の要件を満たす施工経験。
(a)　水門の新設・改築工事であること。
(b)　水門の最大径間長が５ｍ以上であること。
(c)　仮締め切りの施工を伴う工事であること。
(d)　施工経験が適切なものであること。
ただし、(a)から(d)は同一工事での施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、上記(ｱ)又は(ｲ)の(a)から(c)の施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(ｱ)又は(ｲ)の(d)「施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　単体企業にあっては、上記①及び②の要件を満たしている主任技術者又は監理技術者を配置できること。経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、代表者を含む構成員のいずれか１社の技術者が上記①及び②の要件を満たしていること。なお、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(7)　申請書（一次）及び確認資料（一次審査）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(8)　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(10)　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、(1)及び(7)の要件を満たしていること。

(11)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12)　一次審査に関する事項　一次審査においては、申請された資料を基に審査項目①及び②にて審査を行う。ただし、算出された評価点は一次審査限りとする。なお、一次審査における評価点の算出等の詳細については入札説明書による。また、国内実績のない企業が国外の施工実績をもって確認資料（一次審査）を作成した場合は、支出負担行為担当官が内容を審査のうえ競争参加資格を認めるものとする。
審査項目
①　企業の施工能力
②　配置予定技術者の施工能力

3　総合評価に関する事項（二次審査）

(1)　評価項目　本工事の総合評価は、次の②の技術提案を受け付け、①及び②と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
指定テーマ１：本工事における品質保持及び耐久性確保について配慮すべき事項
指定テーマ２：本工事におけるＩＣＴ活用等による生産性向上に資する事項

(2)　総合評価の方法
①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。
②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術提案の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術提案の指定テーマ毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は60点とする。
③　入札価格及び技術提案に係る総合評価標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3)　落札者の決定方法
①　入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
(ｱ)　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。
(ｲ)　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを行い、落札者を決める。

4　入札手続等

(1)　担当部局　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課契約第二係　電話022―225―2171㈹　内線2531

(2)　入札説明書の交付期間及び方法　入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、別表１①に示す期間。ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3)　申時請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法
１）一次審査の申請書等の提出　一次審査の申請書（一次）及び確認資料（一次審査）は、別表１②に示す期日までに、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出すること。
２）二次審査の申請書等の提出　二次審査の競争参加資格確認申請書（二次審査）（以下「申請書（二次）」という。）及び確認資料（二次審査）は、別表１②′に示す期日までに電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送又は託送により提出すること。

(4)　見積書の提出　積算に反映させるための見積書を下記に従い提出すること。
①　期間：別表１②′′に示す期間。
②　場所：上記(1)に同じ。
③　方法：電子メールにより提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。また、電子メールにて提出した後、提出者の記名・代表者印を押印した見積書を持参、郵送又は託送により提出すること。

(5)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法　入札の締切は、別表１③に示す期日。入札は電子入札システムにより行うこと。なお、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出すること。開札は、別表１④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

(6)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　期間　別表１⑤に示す期間。
②　場所　上記(1)に同じ。
③　方法　持参、郵送又は託送により提出すること。

5　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　東北地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。